

感染症について 〈保健センター〉

学校保健安全法および学校保健安全法施行規則に定める下記の感染症にかかった場合、または疑いのある場合には、登校せず速やかに近隣の主治医または医療機関で診察を受けてください。

→その結果、感染症と診断された場合は、直ちに保健センター(048-946-1944)に電話連絡をしてください。
詳細はHPをご覧ください。

学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日はしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 ⇒ 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による)・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎等

自分でできる感染予防

- ① 予防接種が推奨されている病気(麻疹・風疹・流行性耳下腺炎など)でまだかかったことがなく予防接種を受けていないものがある場合は保護者・医療機関と相談の上、予防措置をとる
- ② 咳が続く時や体調不良、発熱時(37.5度以上)には、早めに医療機関を受診する
- ③ うがい・手洗いの習慣を身につける
- ④ 規則正しい生活をする
- ⑤ 十分な睡眠時間と栄養バランスのよい食事を心がける
- ⑥ 流行時期は、人ごみを避ける
- ⑦ 咳が出ている時はマスクを着用する

知っていますか? 〈学生課〉

路上喫煙防止条例

草加市内の駅周辺は路上喫煙禁止区域となっています。2013年10月1日から条例が施行され、指導に従わない場合は、1000円の過料が科せられます。駅周辺だけではなく、煙が流れて、たばこを吸わない多くの方に迷惑を及ぼす「歩きたばこ」はしないように心掛けてください。

自転車も車両扱い

道路交通法では自転車も自動車・オートバイと同じ軽車両扱いです。飲酒運転や信号無視など悪質な違反は、罰金を科せられることもあります。「雨の日の傘差し運転」「音楽を

聴きながらの運転」「携帯電話を操作しながらの運転」「二人乗り」もすべて禁止です。特に最近は、自転車の危険行動が社会問題化しており、自転車側の過失が問われるケースが増えています。自転車に乗る際には、車両としての交通ルールの遵守と安全確認を心掛けてください。横断歩道を通行の際は、必ず自転車から降りてください。

また、埼玉県では2018年4月から自転車保険への加入が義務化されました。必ず、自転車保険に加入してください。

なお、キャンパス内外を問わず違法駐輪は禁止です。キャンパス内で指定場所以外に駐輪した場合は撤去します。

キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止のために 〈キャンパス人権委員会より〉

全ての学生および教職員がお互いに人格を尊重し、快適な環境のもとで勉学、教育・研究、職務を遂行するために、大学においてセクシュアル・ハラスメントは絶対にあってはならないことであり、未然に防止することが重要です。本学では「キャンパス人権委員会」を設け、相談員を配置し学生や教職員の相談に応じ、またセクシュアル・ハラスメント行為防止の啓発活動を行っています。

Q セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたら、まず何をすべきですか?

A ひとりで悩んでいても決して良い結果は出ません。キャンパス人権委員会に連絡をとってください。どの委員に連絡をとってもかまいません。直接会うか、電話、メール、手紙を利用してください。学生課、カウンセリングセンターも相談を受け付けます。

Q どのような救済措置がとられるのですか? またプライバシーは守られますか?

A キャンパス人権委員が相談を受け付け、助言をしながら、人権委員会において最善の対処策を探ります。被害の状況によっては、学長は行為者に対し、厳正な処分を講じます。なお、相談等を受けられる際、相談内容等において、個人のプライバシーを厳守します。

セクシュアル・ハラスメント防止に関するホームページ
http://www.dokkyo.ac.jp/jinji/a04_05_j.html

キャンパス人権委員会委員 E-mail:jinken@ml.dokkyo.ac.jp

氏名	所属	研究室/事務室 電話番号	メールアドレス
市川 須美子	法学部教員	048-942-6316	sichikaw@dokkyo.ac.jp
上野 直子	外国語学部教員	048-943-1185	naoueno70@dokkyo.ac.jp
齋藤 哲	国際教養学部教員	048-946-1743	k09015@dokkyo.ac.jp
高松 和幸	経済学部教員	048-942-8167	ktakamat@dokkyo.ac.jp
徳永 光	法学部教員	048-946-1742	hkr-tokunaga@dokkyo.ac.jp
高野 一人	教育研究推進課職員	048-946-2033	takano_kazuhiro@stf.dokkyo.ac.jp
野村 高彦	教務課職員	048-946-1658	nomura_takahiko@stf.dokkyo.ac.jp
林 郁恵	図書館事務課職員	048-946-1804	hayashi_ikue@stf.dokkyo.ac.jp
若林 美奈子	大学院事務室事務課職員	048-946-1721	wakabayashi_minako@stf.dokkyo.ac.jp

※「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント相談ガイド」リーフレットを配布していますのでご覧ください。
※変更がある場合は、その都度ホームページでお知らせします。